番号	3①
	幼稚園での休憩時間を保障すること。
項	
目	

## (回答)

担当

労働基準法において、休憩時間につきましては勤務時間が6時間を超える場合は45分を、8時間を超える場合は1時間を労働時間の途中に付与しなければならないと規定されております。

休憩時間の取扱いにつきましては、「勤務条件制度の手引き」に取扱いを明記し、管理職に対し、適切な運用を行うよう周知しているところです。

また、設定された休憩時間を変更する場合は、システムに反映させることになっており、 管理職が把握できるようにしております。

今後とも研修や校長会の場を通じて、休憩時間の適正な取得や、勤務時間の運用について、周知に努めてまいりたいと考えております。

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番 3 ④

項

目

プール遊びの指導が、教職員の健康を破壊する要因になっている。労働条件の悪化 につながらないように、プール後のシャワー等、条件整備を行うこと。

(回答)

プール遊びの指導は、幼稚園教育においては重要な体験活動であると考えております。 幼児期に水の心地よさを知り水に慣れ親しむことは、生涯にわたって、水泳に親しむとと もに、自らの身を水の危険から守ることにもつながります。その際、プール遊びの指導に おける幼児の安全管理ならびに安全確保は欠かすことができません。

これに加えて、教育委員会といたしましては、指導に携わる教職員の健康保持についても、重要な配慮事項であると認識しております。

今年度の市立幼稚園におけるプール遊びにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、幼児の発達段階や指導内容において、対策の徹底が難しいと考えられることから実施しておりませんが、毎年度、実施の際には、園長に対し、教職員の健康管理を行うとともに、教職員同士が連携を取り合い、プール遊びの指導ができるように指導をしています。年々猛暑が続き、高温の日が多くなっていることから、健康管理に一層注意を払うよう、管理職をはじめ、教職員間においても声を掛け合い、体を冷やし水分を多めに摂るなどの体温調整や十分な水分補給、また、教職員間での健康状態の確認、プール後のシャワー等、注意喚起を行い、健康保持について指示しております。ならびに教職員の勤務体制について、その日の状況や園の実態に応じて教職員が連携をとりながら複数の教員で指導する、役割を分担しながら交代で指導するなど、一人の教員に過重な負担がかかることのないよう、指示をしております。

今後も、健康で意欲をもってプール遊びの指導ができるよう、労働条件の確保について、 継続して指導してまいります。 番号

3 (5)

項日

プールに浄化設備がない幼稚園は、毎日、水を入れ替えなければならない。プール遊びを実施するためには、毎朝早朝勤務し、プール掃除と水の入れ替えを行わなければならず、労働過重となってしまうので、改善すること。プール掃除のため早朝出勤する場合には<u>勤務時間変更等の対応をとるよう、管理職に働きかけ、職員への周知を徹底すること。</u>

## (下線部のみ回答)

平成27年3月に、勤務時間の割振り変更の取り扱いについて各学校園に通知し、学校運営上必要がある場合には、園長は、始業の時間を前にずらすことができるとしております。 プール指導の準備に際して、定刻の始業時間より早く勤務する必要がある場合は、園長は、特定の教員の過重にならないよう、又、ずらした終業時刻が守られるように配慮しながら、勤務時間の割振り変更を行うことが可能となっております。

なお、割振りの変更については、職員個人ごとの勤怠管理が複雑化しないよう 15 分単位で割振りの変更を行うこととしておりましたが、教職員勤務情報システムにより、職員ごとの出勤時間及び退勤時間を正確に把握することが可能となっていることから、公務運営に支障のない範囲内で 15 分単位に拘らない割振りの変更を行えることを平成 30 年 4 月 より勤務条件制度の手引きに明記しております。

今後とも、校園長等に対し、教職員に向けて周知徹底するように適宜指導してまいりた いと考えております。 番 3(9) 号

## 幼稚園教職員の勤務労働条件を、管理職が責任を持って説明すること。

項

休憩時間の取得や退勤時刻を守ること等について教職員に働きかけるようにし、特に 育児短時間をしている職員には、退勤時刻を守れるよう、職務の軽減等の措置をとる ように働きかけること。

## (下線部のみ回答)

教職員の勤務労働条件については、「勤務条件制度の手引き」に取扱いを明記し、管理職 に対し、適切な運用を行うよう周知しているところです。

今後とも、校園長等に対し、教職員に向けて周知徹底するように適宜指導してまいりた いと考えております。

番号	3 111
	義務教育等教員特別手当を幼稚園教員にも全額支給すること。
項	
目	
	(回答)
	ご要求の件につきましては、国や他の自治体の状況を注視しつつ、適切に対処してまい
りた	いと考えております。
	Т
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番 3 (14) 号 幼稚園の再任用教員の短時間勤務制度を認めること。 項 目

(回答)

教職員が定年退職後から年金を受給するまでの期間に収入の空白期間が発生しないよう にするため、平成25年度から、現行の再任用制度を活用することによって雇用と年金の接 続を図ってまいりました。再任用勤務者の勤務時間は、フルタイム勤務での任用を基本と しつつ、教職員の個別事情に応じて短時間勤務も制度上可能となっております。

しかしながら、幼稚園においては学級数・職員数が小中学校と比較して非常に小規模で あり、支援担当講師を除く全ての教員が恒常的に担任業務に従事している状況があること から、再任用教諭の勤務時間はフルタイム勤務を基本としているところです。